

めの追加時間（30分）が与えられる。

分解検査対象とされた車両を除き、参加者は、マシンプール解除から20分以内に車両を引き取らなければならない。

パルクフェルメを管理する競技役員は、マシンプール解除から20分を過ぎてもなお残されている（まだ取りに来ない）車両に対し一切責任を負わない。

23-4-10 競技会最後の到着時、全てのマーキングパーツが管理された後、車両は抗議が提出されるかまたは分解検査が必要とされた場合に備え、パルクフェルメに30分間保管される。

23-4-11 もし、車両またはその一部が完全に分解されなければならない場合、車両またはそのパーツは密閉された、分解検査に必要な器具の整っている場所に運ばれ、大会審査委員会に任命された車検員立会いのもとで行われる。

## 24 危険車両の排除

プラクティスまたは競技中に、車検員が出場選手の車両に欠陥を発見し、それが他のライダーに危険をもたらす可能性があると判断された場合、当該車検員はただちにそのことを競技監督に報告し、競技から除外しなければならない。

## 25 ノイズコントロール（音量測定）

※一般公道を含む競技会の場合、道路交通法規に準拠したリミットが設けられる。

25-1 エキゾーストパイプから50cm離れたところ、エキゾーストエンドの中心線とエキゾーストパイプの高さから測定して45°の角度、なおかつ地面から最低20cmのところにマイクロフォンを設置する。これが不可能な場合、測定は45°上方の位置で実施される。

25-2 ライダーは通常の乗車姿勢で、ギヤをニュートラルに入れて規定の回転数（rpm）に到達するまでエンジン回転を徐々に上げていき、規定の回転数（rpm）に到達した時点で測定が実施される。

25-3 計測方法は以下固定回転数方式とする

2ストローク車両：4500rpm

4ストローク車両：4000rpm

※音量規定数値（dB/A）は、各大会特別規則に記載される。

※ただし、一般公道を含む競技会の場合、規制値・測定方法ともに道路交通法に準拠していること

25-4 サイレンサーが1本を超えるエンジンのノイズレベルは、各エキゾースト端部で計測される。

25-5 音量測定は、気温20℃を基準とする。気温10℃以下で実施されたテストに関しては+1 dB/Aの許容誤差が認められ、気温0℃以下で実施されたテストに関しては大会特別規則に記載された数値より+2 dB/Aの許容誤差が認められる。

25-6 競技中に音量検査を必要とする場合、上記25-5に記載されている許容音量を除き、音量規定値に適合していなければならない。

## 26 本規則の施行

本規則は、2013年1月1日より施行する。